

○財務省告示第七十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
令和元年七月三日に発行した利付国債の発行条件
等を次のとおり告示する。
令和元年八月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百五
十五回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適
用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 競 決
発 競 定
行 争 の

非 下 額 市 札 格 競 と て 価
価 一 を 場 で 競 争 す 得 格
格 国 を 特 あ 争 入 ら を
競 債 定 別 入 札 も れ 募
争 市 め 参 札 と の に 入
入 場 も 加 、 同 行 一 による 額
札 特 の 者 財 時 一 いう。 発 格
発 別 によ る 務 に行 いう。 行 格
行 参 する 大臣 行 わ れ 非
一 加 発 行 行 行 わ れ 入 非
と 者 ・ 行 行 行 行 行 入 非
いう。 I 以 度 債 入 価

も 各 申 込 み の うち 応募 額 を 順 次 割 り

当 て る 。

各 申 込 み の 応募 額 を 案 分 により

割 り 当 て る 。

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ごと の 応募

限 度 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申

込 み の 応募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

発

入 価 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 行 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 札 格 第 参 市 行 争
行 争 額 発 競 I 加 場 入

額 面 金 額 で 一 兆 七 千 三 百 四 十 五
億 円 金 額 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規
定 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に 規
定 基 づ き 千 百 三 十 五 万 円 七 十
六 億 三 千 四 百 三 十 五 万 円 七 十
運 営 必 要 財 源 の 特 例 関 係 する
た め の 公 債 発 行 の 特 例 関 係 する
法 律 第 三 条 第 一 項 の 規 定 基 づ

行争非者特国札非入価	争入価・別参市	非格第I加場	札発競争入	七 払 込 金 額	行争非者特国	争入価・別参市	札発競争入	ハ 口	ハ 口	千七	は、	き、	第	四	つ	定	す	千	は	づ						
																					四億	い	に	関	凶	財
万	三	三	七	一	四	い	に	関	凶	財	い	に	関	凶	財	千	は	き	第	四	つ	定	す	千	は	づ
円	千	億	十	兆	億	て	基	する	政	て	基	する	る	運	政	七	、	発	六	十	い	に	る	二	、	き
	七	千	九	七	円	、	づ	き	運	、	づ	き	た	営	運	百	額	行	十	億	は	基	法	百	額	発
	百	六	万	千	面	額	発	行	営	額	発	行	た	に	に	四	面	し	五	、	づ	律	十	万	行	した
	三	百	円	七	金	額	行	した	必	で	した	三	公	に	必	額	額	た	千	額	き	第	四	円	で	利
	十	四	十	六	額	三	利	条	要	三	利	条	の	の	な	三	千	付	万	の	発	行	十	、	一	付
	二	十	七	十	で	千	国	第一	財	億	付	第一	の	の	財	九	六	万	五	の	行	六	条	特	兆	国
	億	七	万	五	三	千	債	項	源	億	国	項	の	の	の	百	十	万	万	の	の	条	別	二	債	債
	千	七	千	億	千	六	に	の	の	九	債	の	特	確	確	五	十	円	円	利	行	十	会	十	に	つ
	八	千	八	三	六	百	規	規	保	百	に	例	定	を	保	億	千	、	同	千	付	六	計	一	い	て
	十	八	百	千	百	十	定	定	を	万	つ	に	に	を	を	三	基	法	法	四	債	規	関	七	七	七

八	九	十	一	ロ	十	三	十
最低額面金	振替単位	発行価格	発行価格競争	非競争入札	加場特別参入資格	競争入札の過払み	初期利子
五万円	振替法の規定による振替口座簿	令和元年七月三日	額面金額のそれぞれにつき百二十円	二銭	募集入金の額を第二号に規定する。	年〇・一パーセント	令和元年十二月十日を支払期
							$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{13}{365}$
							次号及び第十号において同じ。

十五

第二期
の利息

以後の利息
毎年六月二十日及び十二月二十

日を支払期とし、各支払期にお

いて、その日以前六月間に属す

る利息を支払う。

令和十一年六月二十日

元金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

令和元年七月三日

十九

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十八

元金支払

日本銀行

十七

償還金額

元金額百円につき百円

十六

償還期限

令和十一年六月二十日

$$\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$